

(3) ドクターヘリによる転院搬送に伴う説明と同意

○山梨県ドクターヘリは、県及び国の基金により運営されている公共材です。
生命の危険の逼迫した重傷患者さんを、迅速かつ医師の管理下に搬送するための手段です。
搬送対象となる患者さんは、下記 1.2 を満たす必要があります。

1. 生命危険の高い状態
2. 当該施設で適切な治療を受けられないため、他の専門施設への転院を必要とする。

状態が安定している場合や、状態が安定していなくても自分の都合での転院には利用できません。

○ 搬送時刻が決定されていても、搬送開始前に他の緊急患者の要請が入った場合、施設間搬送が、延期か中止されることがあります。

○ 悪天候や機体のトラブルによって搬送が中止されることがあります。

○ 万が一ヘリが、墜落し患者さまに負傷や死亡事案が生じた場合、
別紙に記載する保険料が支払われます。

○ ヘリ飛行中に生じた医療過誤に関しては、すべて搬送担当医師が責任を負います。ただし、ヘリ搬送前に問題が生じていた場合、責任を取りかねる場合がありますのでご了承ください。

○ ヘリの揺れによる乗り物酔い、高度変化による耳痛などがみられることがあります。

○ 救急医が同乗しますが、飛行中にできる処置は限られています。医療処置が、病院・平地に比べて困難になることがあります。

○ 家族の同乗は原則的に不可です。

○ ヘリコプター搬送事態の費用は不要ですが、搬送中に使用した酸素や薬剤に関しては費用が発生します。

山梨県立中央病院以外を起点とする施設間搬送では、医師往診料が発生します。

平成 年 月 日

説明医師氏名： _____

医療職員立会い者： _____

上記のことについて説明を受けましたので、

ドクターヘリに搭乗することに 1 同意します 2 同意しません

患者氏名： _____ 平成 年 月 日

親権者・親族等 氏名： _____ 続柄： _____

緊急連絡先 _____ (転送当日に連絡が付く方)